

お 知 ら せ

起業者秋田県が皆様の御協力により進めております一般国道１０１号改築工事（浜間口バイパス・秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰地内から同市男鹿中浜間口字浜田地内まで）について、令和７年３月１１日に土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第２８条の２の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

１．事業認定の告示があった土地

（１）収用の部分

秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰、字下中長根、字小漆川、字浜田及び字大沢地内

（２）使用の部分

秋田県男鹿市男鹿中浜間口字下中長根、字小漆川、字浜田及び字大沢地内

（注）この土地を表示する図面は、男鹿市役所でごらんください。

２．土地価格の固定について

前記１の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

３．関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

４．損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするときは、あらかじめ秋田県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

５．裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請をはやく行うよう起業者に対し請求することができます。

６．補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地または土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

７．明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接秋田県収用委員会あてすることができます。

８．パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容についてはパンフレットに記載しておりますので、下記の連絡先において下されば配布いたします。

９．その他不明な点については、下記の連絡先に照会ください。

秋田県建設部道路課

〒０１０－８５７０ 秋田県秋田市山王四丁目１－１

電話 ０１８－８６０－２４９２

秋田県秋田地域振興局建設部用地課

〒０１０－０９５１ 秋田県秋田市山王四丁目１－２

電話 ０１８－８６０－３４５５

男鹿市産業建設部建設課

〒０１０－０５９５ 秋田県男鹿市船川港船川字泉台６６－１

電話 ０１８５－２４－９１４５

秋 田 県